抽 選 参 加 心 得 書

第１条　抽選参加者は、この心得書及び読谷村大木土地区画整理組合保留地処分規程並びに保留地処分公告を守らなければならない。

第２条　抽選参加者は、所定の申込書に記入のうえ、抽選保証金（現金、一筆につき10万円）を抽選日に持参すること。

第３条　代理人により抽選に参加しようとする者は、あらかじめ委任状を組合に提出すること。

第４条　次の各号の一に該当する抽選参加は、無効とする。

（１）抽選参加申込書に記名押印のないもの

（２）抽選参加申込書の不備によりその内容を知得できないもの

（３）この心得書及び本組合の保留地処分規程並びに保留地処分公告に違反するもの

（４）その他理事が理事会に諮り決定したもの

第５条　抽選結果の発表は、抽選の場所において、抽選終了後ただちに行う。

２　抽選は、抽選参加者又はその代理人が抽選の場所にいなくても行うことができる。この場合においては、出席がないことを理由として異議を申し出ることができない。

３　抽選の場所にいる者で、会場の秩序の維持に支障があると認められる者には退場を求めることがある。

４　当選されなかった方の抽選保証金返却については、組合の方式による。

第６条　抽選の結果、当選者が定まったときは、ただちに売却決定通知書を交付する。

第７条　売却決定の通知を受けた者は、指定期日までに売買価格の100分の10以上に相当する金額を納付し、所定の土地売買契約書により契約をしなければならない。

第８条　当選者が先に納付した抽選保証金は契約保証金に充当するものとする。

２　契約保証金は、売買代金に繰り入れるものとする。

第９条　当選者が土地売買契約を指定の期間内に締結しないときは、保留地の売却決定を取り消すことができる。

第10条　契約者は、売買契約を締結した翌日から指定期日までに売買代金の全額を納付しなければならない。

第11条　契約者が売買代金を完納したときは、当該土地の引渡しを求め、その土地を使用し、又は収益することができる。ただし、売買契約書に特別な定めをしたときはこの限りでない。

第12条　買受人は、理事が当該土地の権利譲渡を禁止した場合は、契約締結時より所有権移転登記完了までの間は第三者に権利譲渡することができない。

第13条 売買土地の所有権移転の登記は、換地処分に伴う登記が完了した後にする。

２　公租公課並びに前項の登記に要する諸費用は、買受人が負担しなければならない。

第14条　次の各号の一に該当する者（代理人を含む。）は、この抽選又は今後の抽選に参加させない。

（１）他人の抽選参加を妨害した者。

（２）抽選に当たり、その秩序をみだし、退場を命じられた者。

（３）抽選参加心得書及び保留地処分規程並びに保留地処分公告に基づく指示に従わない者。

（４）当選者となり土地売買契約を締結しなかった者。

（５）土地売買契約を忠実に履行しなかった者、又はその契約の履行を妨害した者。

（６）その他抽選又は本組合事業に不都合の行為のあった者。

第15条　その他抽選に当たり、この心得書各条の解釈及び明記のない事項については、本組合の保留地処分規程並びに保留地処分公告に基づき指示する。